

2000年世界農林業センサスの結果

調査の概要

1 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、我が国農林業・農山村の基本構造とその変化、土地や労働力等の資源総量を、全国農業地域や都道府県をはじめ、市区町村や農業集落などの小地域ごとに明らかにし、農林業施策の立案・推進のための基礎資料を整備するとともに、国連食糧農業機関（FAO）の要請に基づき、農林業の国際比較に必要な統計を作成・提供することを目的として実施された。

2 調査の沿革

我が国の農林業センサスは、国連食糧農業機関（FAO）の提唱する1950年世界農林業センサス計画に沿って昭和25年に始まった（林業センサスは昭和35年から実施）。その後、「経済統計に関する国際条約」に基づき、10年ごとに世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年次に我が国独自の立場で農業センサスとして実施している。今回の2000年世界農林業センサスは農業で11回目、林業で5回目にあたる。

3 調査の体系等

調査の名称		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体調査	農家調査	すべての農家	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員	平成12年2月1日 (沖縄県は平成11年12月1日)	調査票を配布して行う自計申告調査
	農家以外の農業事業体調査	すべての農家以外の農業事業体	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員		
林業事業体調査	林家調査	すべての林家	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員		
	林家以外の農業事業体調査	すべての林家以外の農業事業体	農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員		

4 利用上の注意

(1) 属人統計について

農林業センサスの農業事業体調査、林業事業体調査は農林業に係る属人的統計であり、主として農林業の生産活動主体に関する統計としての利用目的で設計し、調査したものである。

(2) 数値について

ア この結果概要の数値は概数値である。

確定値は、国（農林水産省）が平成14年3月までに刊行物として公表する。

イ 統計値は、単位未満を四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

ウ 定義の変更

1985年（昭和60年）に農業事業体の定義が、2000年（平成12年）に林業事業体の定義が変更されている。

< 農業事業体の定義 >

旧 定義：経営耕地面積が東日本10a以上、西日本5a以上またはそれ未満でも農産物販売金額が一定金額以上（例外規定）

現行の定義：経営耕地面積が10a以上又はそれ未満でも農産物販売金額が一定金額以上（例外規定）

< 林業事業体の定義 >

旧 定義：保有山林面積が10a以上

現行の定義：保有山林面積が1ha以上

5 用語の定義

(1) 農業事業体調査

農 家	平成12年2月1日現在（沖縄県にあっては平成11年12月1日）の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、または経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。
販 売 農 家	経営耕地面積が30a以上、または農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自 給 的 農 家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
経 営 耕 地	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
借 入 耕 地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸 付 耕 地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
主 副 業 別 分 類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農業センサスから採用した。
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
準 主 業 農 家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
副 業 的 農 家	65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。
農 業 専 従 者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
農 業 主 従 別 分 類	家族経営構成員（経営者と経営構成員）の農業従事日数と農家以外の仕事への従事日数の比較により農業の担い手を析出するための分類として、2000年世界農林業センサスから採用した。
経 営 者	その世帯の農業経営に責任を持つ者をいう。 なお、センサスでは、一つの世帯に複数の経営者がいる場合は、便宜的にいずれか一人を経営者とした。
経 営 構 成 員	経営者以外で自営農業に30日以上従事する世帯員及び農業後継者をいう。
農 業 従 事 が 主	家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が自営農業以外の仕事に従事した日数の合計を上回る（同数を含む）農家をいう。
農 業 従 事 が 従	家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が自営農業以外の仕事に従事した日数の合計を下回る農家をいう。
単 一 経 営 農 家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の農家をいう。
準 単 一 複 合 経 営 農 家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の農家をいう。
複 合 経 営 農 家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の農家をいう。
専 業 農 家	世帯員中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者、又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が一人もいない農家をいう。

兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が一人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
雇用兼業	調査期日前1年間に30日以上よそに雇われて働くことをいう。
自営兼業	収入を得るために自ら営んでいる農業以外の仕事で、各自営業のそれぞれ1種類で調査期日前1年間の販売金額が15万円以上あったものをいう。
農業後継者	次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者をいう。
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に農業に従事した者をいう。
農業就業者	調査期日前1年間に「農業にのみ従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多し世帯員」のことをいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。
耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地をいう。
農家以外の農業事業体	先に定義した農家以外で農業を営む事業体であって、経営耕地面積が10a以上あるもの、または経営耕地がそれ未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あるものをいう。 （農家以外の農業事業体の経営目的） 「販売」農産物の販売により農業収入を得ることを目的とした事業体をいう。 「牧草地経営」牛馬の預託事業を営むことを目的とした事業体および共同して牧草を栽培し、共同で採草・放牧に利用することを目的とした事業体をいう。 「その他」試験研究、学校、厚生等を目的として農業を行う事業体をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法（明治32年法律第48号）に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づく会社法人の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
農協・その他の農業団体	農業協同組合法に基づく農業協同組合・農協の連合組織・農業災害補償法に基づく農業共済組合の農業関係の団体をいう。
農業生産関連事業	自己生産農産物を利用した加工、直販や観光農園等農業経営に付帯する事業をいう。
農産加工	農畜産物を原料として物理的・化学的变化を加えて新たに生産物を生産することをいう。
直販	農畜産物や農産加工品を直接消費者に販売している場合や消費者と販売契約して直送している場合をいう。
観光農園	農園や牧場などで入園（入場）料をとっているものをいう。

(2) 林業事業体調査

林 家	平成12年2月1日現在（沖縄県にあっては、平成11年12月1日現在）の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。 今回、定義変更を行っており、1990年センサスでは保有山林面積が10a以上の世帯としていた。
林 家 以 外 の	平成12年2月1日現在で保有山林面積が1ha以上ある会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人をいう。 林家と同様、今回、変更をおこなっており、1990年センサスでは保有山林面積が10a以上の事業体としていた。
農 家 林 家	林家のうち、農家である世帯をいう。
非 農 家 林 家	林家のうち、農家でない世帯をいう。
山 林	用材、薪炭材、竹材その他の林産物を集団的に生育させるために用いる土地をいい、台帳地目にかかわらず現況によった。したがって、樹木が生えていても樹園地及び庭園は山林から除いた。
保 有 山 林	世帯が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。

* 全道の詳細については、平成13年3月中旬を目途に刊行する「2000年世界農林業センサス農業事業体調査結果報告書」に掲載する。